

## がん患者・経験者の治療と仕事の 両立支援施策の現状について



厚生労働省  
健康局がん・疾病対策課  
労働基準局安全衛生部労働衛生課

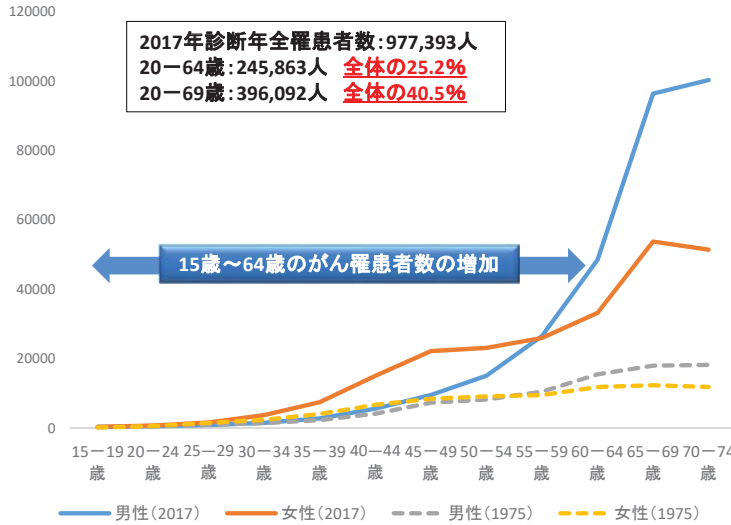
### がん患者・経験者の就労・両立支援に関する対策の経緯

平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画閣議決定 ・重点的に取り組むべき課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」 ・分野別施策に「がん患者の就労を含めた社会的な問題」を追加
平成25年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」健康局(平成25年度～) 「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」基準局(平成25年度～) 「がん患者等に対する就職支援モデル事業」安定局(平成25～27年度)⇒28年度～全国展開
平成26年2月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」(計5回)開催
平成26年8月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」報告書とりまとめ
平成27年12月	がん対策加速化プラン策定
平成28年2月	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」公表
平成30年3月	第3期がん対策推進基本計画閣議決定
平成30年4月	「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」健康局(平成30～令和元年度)
令和2年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」拡充(令和2年度～)

# がん罹患患者数と仕事を持ちながら通院している者の推移

- がん患者の約3人に1人は20代～60代で罹患している。
- 悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は**44.8万人**で、2016年同調査と比較して、約8万人増加した。特に、70歳以上の方の増加率が高く、男性は1.5倍、女性は1.9倍であった。

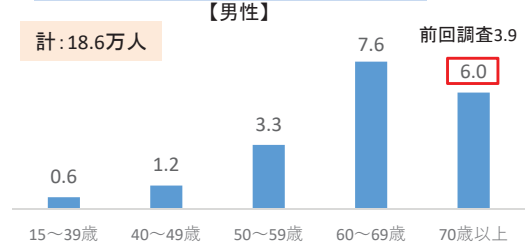
性別・年齢別がん罹患患者数



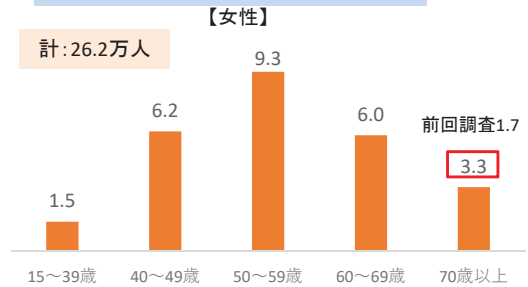
注: 1) 2017年は「全国がん登録」に基づくデータ。  
 2) \* 性別不詳があるため男女の合計が総数と一致しない。

出典: 「平成29年 全国がん登録罹患患者数・率報告」(令和2年4月24日発行)  
 編集・国立がん研究センターがん対策情報センター/発行・厚生労働省健康局がん・疾病対策課

仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者(万人)



仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者(万人)



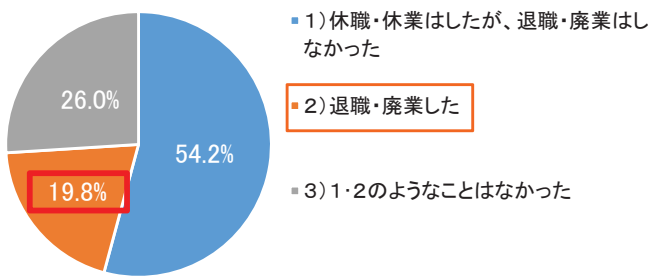
注: 1) 入院者は含まない。2) 「仕事あり」とは、調査の前月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。なお、無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とする。

資料: 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

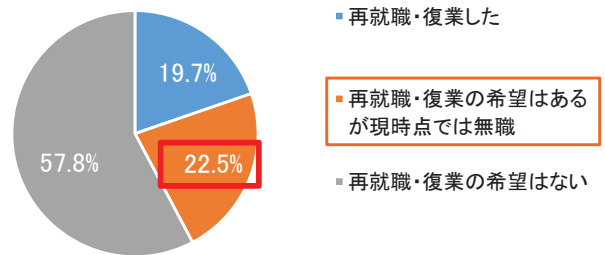
# がん患者・経験者の就労の状況

- 診断時に収入のある仕事をしてきた人(就労者)の割合は44.2%で、平成26年度の調査の時点と大きな変化はなかった。
- がんを診断を受けて**退職・廃業した人は就労者の19.8%**を占めており、そのうち、**初回治療までに退職・廃業した人は56.8%**、**再就職・復職の希望はあるが無職の人は22.5%**であった。

がん診断後の就労への影響

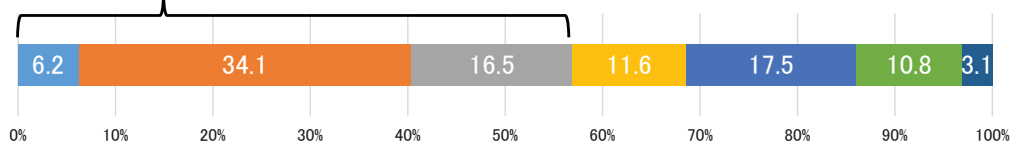


退職後について



治療開始前に離職 56.8%

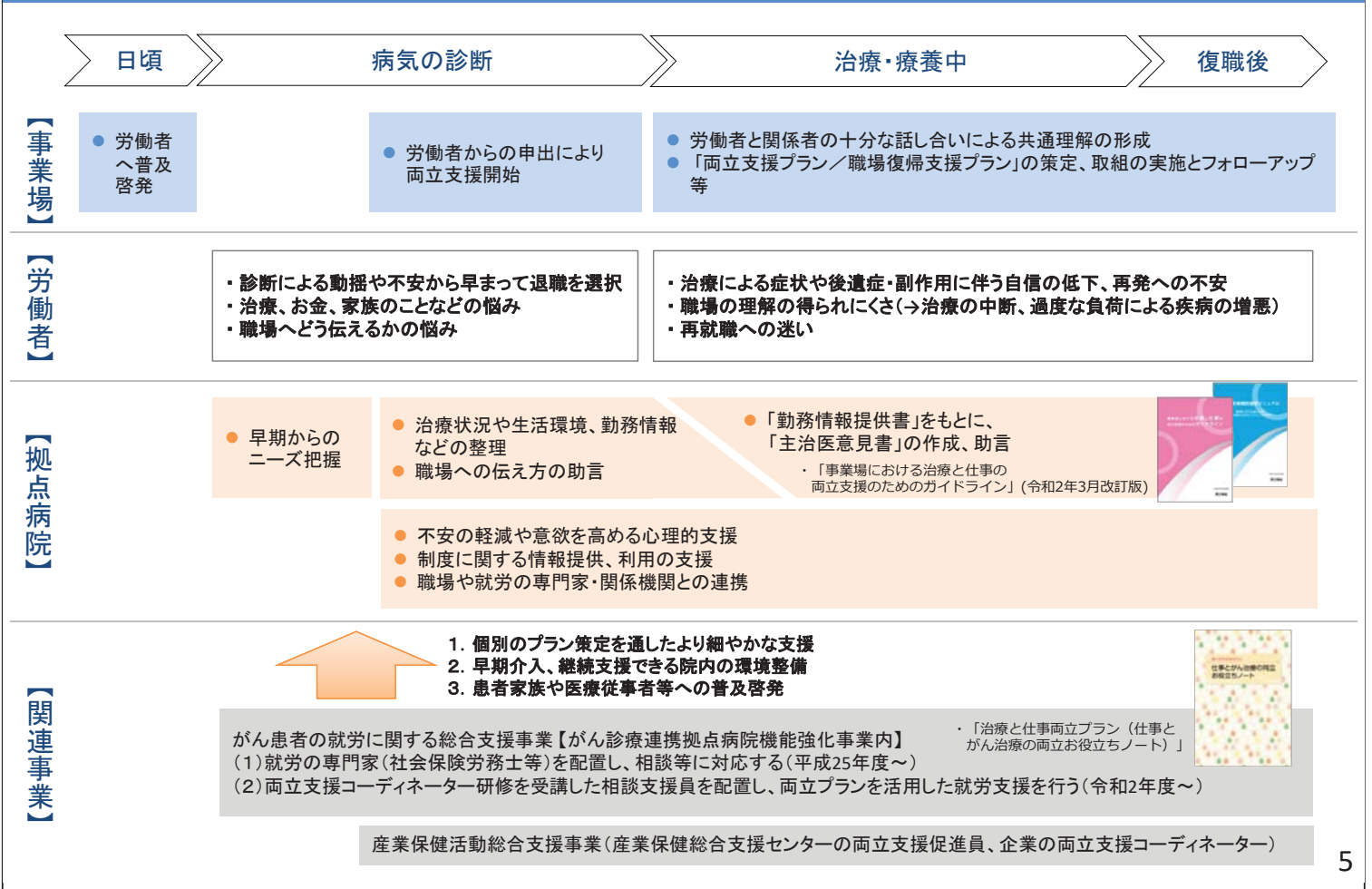
退職のタイミング



- がんの疑いがあり診断が確定する前
- 診断後、初回治療を待ってる間
- 初回治療後から当初予定していた復職までの間
- その他
- がん診断直後
- 初回治療中
- 一度復職したのち

出典: 厚生労働省委託事業「平成30年度患者体験調査報告書」(国立がん研究センターがん対策情報センター)

# 拠点病院等におけるがん患者の仕事と治療の両立支援



## がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業における取組 (平成30～令和元年度)

### 事業概要

#### 【目的】

がん患者等や就労支援に携わる者が、がん患者等のおかれた事情を総合的に把握するための「治療と仕事両立プラン」を策定し、当該プランを活用することにより、がん診療連携拠点病院等において治療と仕事の両立支援の推進を図る。

#### 【内容】

がん相談支援センター等に「**両立支援コーディネーター**」の研修を受講した相談支援員を専任で配置し、個人ごとの状況に応じて「**治療と仕事両立プラン**」を策定し、プランを活用した支援を行う。

#### 取組内容(例)

- 院内における広報  
ポスター掲示、ちらし・カードの配布、書棚に専用コーナーの設置
- 院内体制の整備  
支援チームの発足、運用フロー、スクリーニングの改善・開発
- 患者支援  
初診時からの就労に関する声かけ・相談支援センターの紹介、定例セミナー、関係団体との相談会の開催、就労支援外来
- 関係者に対する教育、啓発  
医療従事者向け研修会(既存システムの活用)、企業向け研修会、事例検討の実施

### 令和元年度実施機関(17か所)

(※)前年度の実施機関

国立がん研究センター東病院(※)	千葉県
国立がん研究センター中央病院(※)	東京都
武蔵野赤十字病院	東京都
東京慈恵会医科大学附属病院	東京都
日本大学医学部附属板橋病院	東京都
北里大学病院(※)	神奈川県
横浜市立大学附属病院	神奈川県
福井県済生会病院(※)	福井県
長野市民病院(※)	長野県
岐阜大学医学部附属病院	岐阜県
名古屋第二赤十字病院	愛知県
大阪医科大学附属病院	大阪府
兵庫医科大学病院(※)	兵庫県
九州がんセンター	福岡県
戸畑共立病院	福岡県
産業医科大学病院【脳卒中患者対象】	福岡県
佐賀県医療センター好生館	佐賀県

# がん患者の就労に関する総合支援事業

(がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

## 趣旨

- 平成27年度の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけたと思った」「がんになったら気力・体力的に働けないだろうと予測したから」等といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっているため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要となっている。
- 平成25年度より、拠点病院等のがん相談支援センターに、就労に関する専門家（社労士等）を週1日で配置した。また、がん患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるように、平成30年度～令和元年度に「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」を実施し、一定の効果がみられた。
- このような状況を踏まえ、令和2年度より、就労に関する専門家の配置に追加して、**主治医と会社の連携の橋渡し役となり、患者に寄り添って積極的な介入を行う両立支援コーディネーターを配置することにより、がん患者に対する切れ目のないフォローを実現するとともに、個々のがん患者ごとの治療、生活、勤務状況等を総合的にまとめた「治療と仕事両立プラン」の作成等の両立支援を実施する。**

## 多様な相談ニーズ

### 就労（就業継続、復職等）

- 早期のニーズ把握と介入による望まない離職の予防
- 勤務時間の短縮等、治療や生活に応じた勤務形態の調整
- 治療、仕事、生活への漠然とした不安の軽減  
→患者の相談支援及び主治医や企業・産業医との調整の支援が必要
- 事業者による不当解雇等の不利益に対する支援
- 休職や社会保障に関する支援 等

※「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」の効果の例  
(平成30年度～令和元年度の2ヶ年で実施)

- ・医療従事者への啓発：コンサルテーションや介入依頼の増加
- ・お役立ちノート（両立プラン）の活用：職場との対話に「役立った」
- ・患者向けツール作成、セミナーの開催：就労への準備性の向上



## がん診療連携拠点病院における支援体制

### がん患者の就労に関する総合支援事業（平成25年度～）

(1) 拠点病院等に就労の専門家（社労士等）を配置し、相談等に対応する。【平成25年度～】

**新** (2) 拠点病院等に両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を配置し、がん患者の診断時からニーズの把握と、継続的に適切な両立支援を行う。【令和2年度～】

※ (1) もしくは (2) のいずれかの事業を実施する。



# 医療機関における両立支援の現状と課題

## 平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金

「医療機関における両立支援の取組に関する研究」

### 【調査概要】

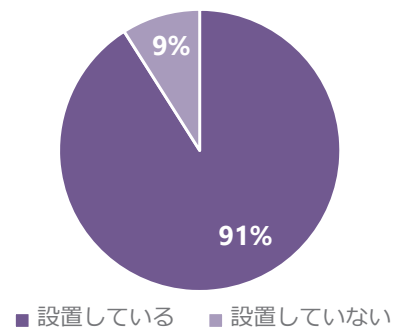
対象施設：全国のがん診療連携拠点病院及び労災病院

調査期間：平成30年12月～平成31年1月

有効回答数（率）：268ヶ所 / 438ヶ所（61.2%）

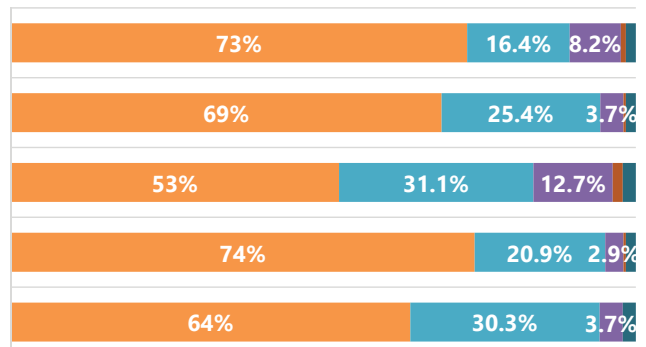
## 現状 | 相談窓口の設置状況

治療と仕事の両立に関する相談窓口



## 課題 | 現場担当者が感じている課題（抜粋）

- ▶ 院外との連携 事業場との連携
- ▶ 支援の実践 院内スタッフにおける両立支援への意識の向上
- ▶ 情報収集と共有 多職種における両立支援に必要な情報の共有
- ▶ 支援へのアクセス 対象患者における両立支援相談窓口の認知
- ▶ 支援体制の整備 両立支援窓口の担当者の育成・スキルの向上



■ 課題である ■ やや課題である ■ さほど課題でない ■ 課題ではない ■ 回答なし

# 医療機関における両立支援の推進

## 院外との連携

### ▶「企業・医療機関連携マニュアル」

- 企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考のため、勤務情報提供書、主治医意見書、両立支援プランの作成のポイントを示すもの。
- 具体的な事例を通じた各様式の記載例を疾患別に各3~4例作成。  
(作成済：がん、脳卒中、肝疾患、難病 | 作成中：心疾患、糖尿病)



## 支援の実践、情報収集と共有、支援へのアクセス、支援体制の整備

### ▶「医療機関における治療と仕事の両立支援導入ガイド」

- 治療と仕事の両立支援の流れをもとに、医療機関への導入方法や取り組み方、医療従事者がそれぞれの立場で担う役割を示すもの。
- 医療機関での実践に向けた資料、職種別の行動ガイド、FAQ等を作成。  
平成29~31年労災疾病臨床研究「医療機関における両立支援の取組に関する研究」

## 相談窓口担当者の育成・スキルの向上

### ▶「両立支援コーディネーター」の育成・配置

- 労働者の同意のもと、業務や治療に関する情報を得て、労働者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する。(後述)

# 両立支援コーディネーターの養成

**担い手：** 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

**機能：** 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

**役割：** それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整  
支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

**養成：** 独立行政法人労働者健康安全機構が両立支援コーディネーター基礎研修を実施  
令和2年3月末時点で4,129人が修了



※関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない

# 治療と仕事の両立支援の流れ

① 勤務情報提供書の作成  
(事業者、産業医等と作成)

仕事との両立には通院の継続が必要です。  
また、●●という症状があるため、○○について配慮をお願いしてください。

③ 主治医に提供された情報を事業者へ提出  
④ 産業医意見を勘案して両立支援プランの作成



② 勤務情報提供書を踏まえ療養上の指導、両立に必要な情報を提供

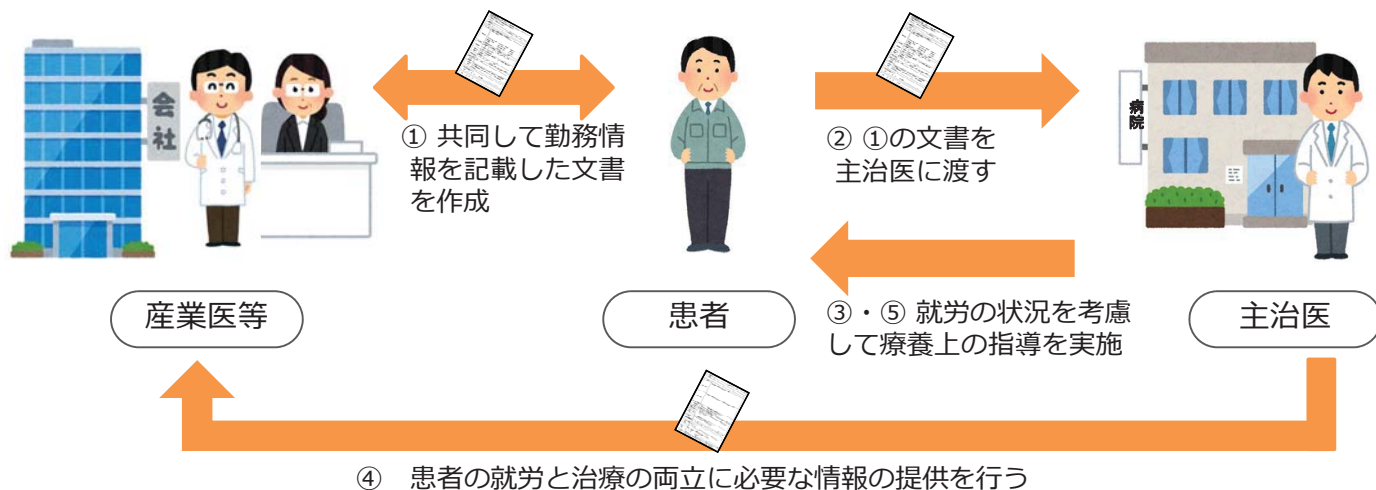
## (新)療養・就労両立支援指導料R2～

- 企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するもの
- また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価される

対象疾患

がん (2018年～)

脳卒中、肝疾患、指定難病 (2020年～新規追加)



# R2診療報酬改定

対象となる疾患：**脳血管疾患、肝疾患、指定難病**を追加（※H30は悪性腫瘍のみ）

初回：800点

- 患者と事業者が共同で勤務情報提供書を作成する
- 勤務情報提供書を主治医に提出する
- 患者に療養上必要な指導を実施する

対象疾患の拡大

主治医の連携先の拡大

- 主治医が企業に対して診療情報を提供する（AもしくはBによる）

A) 患者の勤務する事業場の産業医等に対して、就労と治療の両立に必要な情報を記載した文書の提供を行う。

B) 当該患者の診察に同席した産業医等に対して、就労と治療の両立に必要なことを説明する。

※産業医等：産業医、保健師、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者



2回目以降：400点

- 診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する  
※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する

相談支援加算の創設

相談支援加算：50点

- 患者に対して、看護師または社会福祉士が相談支援を行った場合について評価
- **両立支援コーディネーター研修**を修了した看護師または社会福祉士を配置する

13

## それぞれの立場からの両立支援の意義

### ◆ 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないよう、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

### ◆ 事業者にとっての意義

疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。

### ◆ 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

### ◆ 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

14

ご清聴ありがとうございました。



ひと、くらし、みらいのために